

議案第 1 1 号

民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する
条例の制定について

別紙のとおり、民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備
に関する条例を制定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67
号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 2 年 3 月 4 日 提 出

琴 浦 町 長 小 松 弘 明

令和 2 年 月 日

琴浦町議会議長 小 椋 正 和

令和2年琴浦町条例第 号

民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(琴浦町営住宅管理条例の一部改正)

第1条 琴浦町営住宅管理条例(平成16年琴浦町条例第181号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(入居の手続)</p> <p>第10条 町営住宅の入居決定者(前条第2項の規定により入居者として決定した者を含む。)は、町長の指定する期日までに次の各号に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>(1) 町長の定める資格を有する連帯保証人(連帯保証人が保証する極度額は、<u>入居時の家賃6月分に相当する額とする。</u>)<u>1人</u>の連署した請書を町長に提出すること。ただし、町長がやむを得ない事情があると認める者については、この限りでない。</p> <p>(2) 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>(入居者の費用負担義務)</p> <p>第16条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 障子及びふすまの張替、ガラスのはめ替<u>並びに</u>畳<u>及び</u>建具の修繕に要す</p>	<p>(入居の手続)</p> <p>第10条 町営住宅の入居決定者(前条第2項の規定により入居者として決定した者を含む。)は、町長の指定する期日までに次の各号に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>(1) 町長の定める資格を有する連帯保証人<u>2人</u>の連署した請書を町長に提出すること。ただし、町長がやむを得ない事情があると認める者については、この限りでない。</p> <p>(2) 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>(入居者の費用負担義務)</p> <p>第16条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 障子及びふすまの張替、ガラスのはめ替<u>又は</u>畳<u>若しくは</u>、建具の修繕に</p>

<p>る費用(退去時に通常の使用による損耗しか生じていない場合についても行うこととしている障子及びふすまの張替及び畳の表替え、裏返し又は畳縁の交換に要する費用を含む。)</p> <p>(5) 略</p>	<p>要する費用</p> <p>(5) 略</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------

(琴浦町特定公共賃貸住宅条例の一部改正)

第2条 琴浦町特定公共賃貸住宅条例(平成16年琴浦町条例第182号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(入居の手続)</p> <p>第11条 入居決定者は、決定のあった日から10日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>(1) 町長の定める資格を有する連帯保証人(連帯保証人が保証する極度額は、<u>入居時の家賃6月分に相当する額とする。</u>)の連署する請書を提出すること。ただし、町長は、特別の事情があると認める者に対しては、連帯保証人の連署を必要としないこととすることができる。</p> <p>(2) 略</p> <p>2～5 略</p> <p>(入居者の費用負担義務)</p> <p>第21条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 障子及びふすまの張替、ガラスの<u>はめ替並びに畳及び建具の修繕</u>に要す</p>	<p>(入居の手続)</p> <p>第11条 入居決定者は、決定のあった日から10日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>(1) 町長の定める資格を有する連帯保証人の連署する請書を提出すること。ただし、町長は、特別の事情があると認める者に対しては、連帯保証人の連署を必要としないこととすることができる。</p> <p>(2) 略</p> <p>2～5 略</p> <p>(入居者の費用負担義務)</p> <p>第21条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 障子及びふすまの張替、ガラスの<u>はめ替又は畳若しくは建具の修繕</u>に要</p>

<p>る費用(退居時に通常の使用による損耗しか生じていない場合についても行うこととしている障子及びふすまの張替及び畳の表替え、裏返し又は畳縁の交換に要する費用を含む。)</p> <p>(5) 略</p>	<p>する費用</p> <p>(5) 略</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------

(コーポラスことうら条例の一部改正)

第3条 コーポラスことうら条例(平成22年琴浦町条例第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(入居の手続)</p> <p>第8条 コーポラスの入居決定者は、町長の指定する期日までに次の各号に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>(1) 町長の定める資格を有する連帯保証人(連帯保証人が保証する極度額は、<u>入居時の家賃6月分に相当する額とする。)</u>1人の連署した請書を町長に提出すること。ただし、町長が特別の事情があると認めた者については、この限りでない。</p> <p>(2) 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>(入居者の費用負担義務)</p> <p>第15条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 障子及びふすまの張替、ガラスのはめ替<u>並びに</u>畳及び建具の修繕に要する費用(退居時に通常の使用による損</p>	<p>(入居の手続)</p> <p>第8条 コーポラスの入居決定者は、町長の指定する期日までに次の各号に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>(1) 町長の定める資格を有する連帯保証人<u>2人</u>の連署した請書を町長に提出すること。ただし、町長が特別の事情があると認めた者については、この限りでない。</p> <p>(2) 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>(入居者の費用負担義務)</p> <p>第15条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 障子及びふすまの張替、ガラスのはめ替<u>又は</u>畳若しくは、<u>建具の修繕に</u>要する費用</p>

耗しか生じていない場合についても行うこととしている障子及びふすまの張替及び畳の表替え、裏返し又は畳縁の交換に要する費用を含む。)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中琴浦町営住宅管理条例第10条の改正規定、第2条中琴浦町特定公共賃貸住宅条例第11条の改正規定及び第3条中コーポラスことうら条例第8条の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。